

事業報告書

自 平成20年 1月 1日

至 平成20年12月31日

社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

東京都千代田区内神田2-8-4

事業概況

事業分野では、5月におきたミャンマーサイクロンへの速やかな対応が、世界連盟からも高く評価されている。その後のECからの巨額資金と相まって、セーブ・ザ・チルドレンのUP下における緊急対応の好例として位置づけられている。

ベトナムにおける世銀社会開発ファンド（JSDF）の再獲得は、世銀事業では異例の連続の受託となっている。

JICAコンサルタント業務分野への進出は、アフガニスタンでの評価、エジプトでの調査の2件の受託とベトナム調査への参入を果たし、2009年度以降のJICAコンサルティング業務開拓への足掛かりとして前進をとげた。

SCJが従来から独自の海外事務所を維持してきた国では、ミャンマーに続き、ベトナムとネパールが世界連盟による統合プロセス（UP）の対象国となり、2009年4月以降は統合事務所を構成する一メンバーとして活動を継続していくことになる。

ファンドレイジングでは、個人寄付者が1万人を超え、当初の予算どおりの達成となった。春以降の景気後退の影響が9月度あたりから顕在化し始め、ややペースダウンとなりつつある。

企業とのパートナーシップ構築では、世界連盟からの紹介でIKEA、ブルガリなど、SCJの名前が広く浸透することが期待できそうな事業案件も挙がってきた。日本独自のグローバル企業とのパートナーシップも進行中であり、2009年度に実現されることが期待されている。

2008年度決算概況

2008年度は事業活動収入が初めて10億円を超えた。987百万円の予算に対して1,027百万円の事業活動収入であった。政府補助金収入と国際機関委託金収入が予算比大幅なマイナスとなっている。これは一部事業の開始が遅れたことと事業の契約者が他のセーブ・ザ・チルドレン組織となったことにより当団体の直接の収入とならなかったことによる。一方、ジャパンプラットフォーム（JPF）からの助成金は347百万円とJPF参加団体のなかで最も高額の助成金を獲得している。これは、当団体が世界連盟との協働で高い事業実施能力を持っていることを示すものである。寄付金は予算562百万円を14百万円超えて576百万円となっている。寄付額は対前年比で40%近い伸びとなっている。これは、順調な個人寄付者の伸びによるところが大きい。

事業活動支出は、全体で1,154百万円の支出となり、予算比で143百万円のマイナスとなった。これは予算対比で事業の実施が遅れたこと、特にミャンマーサイクロンの影響でミャンマーの通常の事業は一時中止の状態となり、結果、通常事業は51百万円の予算に対して20百万円の実施となった。国際機関の収入が計上できなくなったため、その収入で実施

する計画だった事業分の支出が126百万円減額となった。管理費が増えている主な理由は外国為替損（海外の現預金などの評価損）が15百万円ほどあったためである。

海外事業の詳細

1. ネパール

2008年、ネパールは新しい国づくりに向けて新たな一步を踏み出した。継続する政治的混乱により延期されていた制憲議会選挙が、4月によく実施され、5月には王政が廃止、連邦民主共和制への移行が宣言された。しかし、その後の政治的プロセスの進捗は遅れており、特に連邦制については、住民構成（民族やカースト）の異なる丘陵地帯と平野部をどのように組み込むのかという大きな課題に直面している。また軍の統合問題のほか、東部平野においては自治を求める新たな武装グループが複数出現し、頻繁に道路封鎖などの抗議行動を行っており、現在も政治的混乱は続いている。

平野部をネパールの主な活動地域としている SCJ は、このような政治的影響を受けながらも、信頼できる現地の NGO パートナーとともに、東部平野（マホタリ郡、サプタリ郡）と西部平野（ダン郡、スルケット郡）で、下記の教育支援を行った。

① 東部事業 — 公立小学校教育の質の向上事業

本事業は、マホタリ郡の21校の公立小学校（約9,000人の子ども対象）において、教育へのアクセスだけでなく、質の向上を目的とした事業である。具体的には、（1）学校運営の改善、（2）質の高い授業と適切な学習環境の提供、（3）子どもの保護の促進を目指している。

すべての子どもが質の高い教育を受けられること。この目的を達成するためには、子ども、教師、親、地域住民など様々な関係者がそれぞれの役割と責任を認識し、相互補完的に取り組むことが重要であるため、SCJと現地NGOパートナーは、関係者の組織づくりと子ども自身の参加を重視している。2008年には、45の女性グループ、30の青年グループ、20の先住民グループ、30の子どもグループなどが組織され、学校へのアクセスや教育の質などについての議論や、子どもを学校に通わせない親などへの働きかけ、就学キャンペーンなどを行い、1,856人の子どもが就学することができた。

また、21の対象校すべてにおいて学校改善計画に関する参加型ワークショップを実施し、学校運営委員会が中心となり学校改善計画を策定した。61名の子どもや教師などが質の高い教育についてのワークショップに参加した。

公立学校が近くにないため学校に通うことのできない子どもたち180人に対しては、近隣に分校を開設した。経済・社会的理由のため学校に行くことができず、適切な学齢を過ぎてしまった子どもたち100人には、公立学校への編入準備コースを開設するなど、

学校という場だけでなくコミュニティのニーズや状況に応じた教育機会を提供することができた。

② 西部事業 — 武力紛争の影響を受けた子どものための教育事業

本事業は、セーブ・ザ・チルドレン世界連盟として世界的に取り組んでいる「武力紛争の影響下にある子どものための教育」(Rewrite the Future)の一環として実施している事業であり、特に紛争の影響により夫を失った女性の子どもや、紛争の被害をより強く受ける傾向にある低位カーストや先住民の子どもたちに焦点を当てている。約7,500人の子どもたちが質の高い教育を受けられるよう、(1)教育へのアクセスの向上、(2)教育の質向上、(3)子どもの保護、(4)学校運営の改善の4つの課題に対し、多様なアプローチにより取り組んでいる。

教育へのアクセスに関しては、250人の子どもたちへの教材・制服などの支給による公立学校への就学支援などを実施した。また、所得を向上し子どもたちが学校に就学できるように、夫を失った女性20名に対して研修を行った。研修を受けた女性たちは家畜育成、野菜の栽培など様々な取り組みを始めている。

教育の質については、研修を通じて54名の教師とNGOのスタッフが教授法の改善について学んだ。また、母語による教授法について31名の教師とNGOスタッフを対象に研修を実施した。

子どもの保護を促進するために、559名の子どもたちが子どもの権利についてのオリエンテーションに参加して自らの役割と責任を理解したほか、子どもクラブの活動として、子どもの権利や地域の課題などについてのマガジンを学校で配布した。また、子どもだけでなく地域住民も、家庭内暴力、アルコールの問題などの子どもを取り巻く諸問題について議論する機会を得た。

学校運営の改善については、755名の学校運営委員会とPTAのメンバーの能力強化研修を行い、自らの役割と責任を理解し、子ども参加促進のためにより良い環境を整備していくことを確認した。子ども自身が学校における意思決定プロセスに参加する例も増えたことは大きな成果である。

2. ベトナム

ベトナムの経済は数年の順調な成長の後、世界的な経済危機の影響を受け伸び悩み結果となった。経済成長率がこの6年間平均7.8%であったのに対し、2008年には7%にとどまったこと、インフレ率が1年で5.1%から21.5%へ、失業率が4.6%から5.1%へとそれぞれ上昇したことからも人々の生活への多大な影響が窺える。ベトナム労働戦傷社会省(MOLISA)によると、2008年には3万人の失業が確認されたが、2009年には15万人に増加し、そのほとんどは都市部の中流の人々だけでなく、貧困層であるとされている。そのため社会不安が増大し、経済や社会的状況において貧富の差および都市部と農村部の差が拡大するこ

とへの懸念が深まっている。さらに、2008 年は国内のほぼ全域を自然災害が襲い、7 つの台風、1 件の土砂災害、3 回の大雨および洪水、そして厳しい冬が人々の家畜、家屋、地元経済に深刻な影響を与え、これらによる経済損失は 8 億 6 百万 US ドル相当と算出されている。また、狂牛病や鳥インフルエンザを含む家畜の伝染病も引き続き国家レベルでの懸念材料となっている。ベトナムは戦後活発な経済発展により国民の順調な生活水準の向上を経験してきたが、海外の直接投資に依存した不安定な経済状況からいかに抜け出し、不均衡な社会開発ではなく継続的な発展を遂げるかという課題に直面している。

① 総合的子どもの発達事業

イエンバイ省ルックイエン郡の 3 ヲ村において 1,000 人の 3 歳未満児およびその保護者らを対象に、栄養改善活動、産前検診、家庭菜園の普及、未就学児の教育改善活動を行った。栄養改善活動では、乳幼児の発達を促進するために体重測定、保健スタッフの研修、栄養不良児の保護者への研修セッションに加え、新規に母乳促進活動を実施した。事業開始時に 28.1%の栄養不良率が 9 か月の活動を経て 18.7%へと減少し、妊産婦検診を受ける割合も 67.4%から 72.8%へと増加した。未就学児の教育体制は、39 名の地元幼稚園教員らに対し子どもとの関わりを通して心身の発達を促す新規教授法を研修することにより、長期的な子どもの状況改善を促すためのものへと改善された。また、対象地域は少数民族の割合が非常に高いが、60 か所の集落においてコミュニティ図書館を設置したり地元の素材でおもちゃ作りを推進することにより言語的障壁を緩和し、子どもの情操教育を図ることを目指した。

② 小規模貸付事業

イエンバイ省にて、3 歳未満の栄養不良児の母親あるいは貧困家庭の妊産婦を対象に、小規模貸付事業を継続するとともにルックイエン郡の 4 ヲ村において新規に活動を開始した。新規事業地では 887 名の貧困女性に原資を提供するとともに 254 名の地元ボランティアおよびグループリーダーの女性らへ研修を行うことで、各地域におけるマネージメント体制を整備した。また、郡および村レベルの事業監理委員会メンバーである計 23 名の政府職員らを対象に事業監理研修も実施し、定期的なモニタリングや事業報告のあり方を実践的な内容で網羅し、長期的な事業運営体制の構築を試みた。

③ 子どもの参加による環境教育事業

2006 年より開始した本事業は第 2 フェーズを迎え、これまで対象としてきた中学校 4 校に加え新規対象校 4 校を含む計 8 校にて活動を展開した。計 40 名のファシリテーターを養成するために事業目的の明確化、ファシリテーションスキルの構築、カメラ等を用いた事業実績の蓄積、水環境への意識向上を目指した内容の研修を行った。また、これらの知識や意識の定着を図るために、新規事業校のファシリテーターが昨年度展開した地域の子どもたちから経験共有を行う機会を設け、全 8 校におけるレベル向上を目指した。各校には

情報コーナーが設置され、本事業にて作成したメッセージポスターや記録写真などを展示し一部のファシリテーターだけでなく教員らも含む全校を巻き込んだ活動となるよう工夫も行った。本事業の主要活動である授業時間を用いた教育セッションは 8 校において毎月合計 36 学級にて開催され、1,155 名の子どもらが参加し水環境改善に加えて健康や友情などの各テーマに沿った内容で意見交換や発表に参加し、一人ひとりの子どものライフスキル向上が図られた。

3. ミャンマー

2008 年 5 月 3 月未明、大型サイクロン「ナルギス」が、ミャンマー南部を直撃し、エヤワディ及びヤンゴン両管区の海岸沿いに壊滅的な被害をもたらした。ミャンマー政府はその被害状況を死者 8 万 4537 人、行方不明者 5 万 3836 人、負傷者約 2 万人以上と報告しているが、国連は被災者総数を 240 万人以上と推測している。セーブ・ザ・チルドレンは、サイクロン直後から、通常事業をほぼ全て中断し、職員を被災地に配置して、多岐に渡る大規模な緊急支援事業に取り組んだ。被災地では、懸念されていたコレラなど感染症の蔓延はなく、食料不足問題を未然に防ぐことができた。それでも、ボートや魚網、農機具、耕作用の牛などの生計手段、家屋、学校校舎、医療施設などの被害は甚大で、継続的な支援が必要とされている。通常事業は、サイクロン緊急支援による中断後に内容の見直しを行い、10 月より再開することとした。

①カレン州パアン市

「子どもの健康と栄養事業」

パアン市 30 村・子ども約 1,600 名を対象に「子どもの健康と栄養事業」を実施してきた。主な活動内容は、住民の行動変容、栄養改善、医療サービスの強化、鶏の雛や野菜種子の配布と魚養殖、ハエ防止型トイレ設置である。サイクロン緊急支援による中断後、事業内容の見直しを行い、新規の活動として、栄養不良児の家庭への食品の配給も行うこととした。栄養給食終了後も、栄養不良児の家庭で引き続き、栄養給食と同じメニューの食事を子どもに与えることにより、一層の栄養改善に努めてきた。

- ・定期人体測定を実施し、子どもたちの健康・栄養状態の把握に努めたほか、子どもの健康に関する親たちの知識向上を図った。
- ・魚養殖研修を実施したほか、養殖を通じて事業地の人々の収入創出と食糧確保が実現し、栄養不良児の割合が減少した。
- ・健康教育研修を実施し、栄養不良にある 3 歳未満児を持つ母親たちが参加し、子どもたちの栄養状態の改善や病気の予防に貢献した。
- ・ビタミンや鉄分不足の授乳中の母親たちに対してビタミン剤などが支給されたほか、母

親たちはビタミンや鉄分などの栄養素についての重要性をより理解した。

- ・ 普段の食事の栄養価を高めることを目的に、野菜種子を配布し、母親たちが野菜にアクセスできるよう支援した。

- ・ 20 村の 51 名に対して、ハエ防止型トイレの研修を実施したほか、同村にてハエ防止型トイレ 57 個を設置した。

- ・ サブ・ルーラル・ヘルス・センターを 3 施設建設し、人々の医療アクセスが改善された。

「洪水緊急支援」

パアン市では 8 月、大雨による洪水が発生し、市内の低地にある貧困地区が大きな被害を受けた。セーブ・ザ・チルドレンは、緊急支援として、即座に食料と生活用品の配布を開始した。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンからも、子どもたち約 560 人に対し学用品や制服など配布し支援を行った。

②バゴ西管区テゴン町・ジゴン町

テゴン町・ジゴン町は平坦な地形の稲作地帯が広がり、経済的格差の激しい地域でもある。約 6 割の世帯は土地を持たない貧困層であり、日雇い労働を収入源としている。その経済的困窮が理由で、人々は主食の米やタンパク源となる食品を購入することが困難であり、同地域での栄養不良率は高い。その結果、5 歳未満時の 44 パーセントが中重度の栄養不良という調査結果もある。こうした環境を鑑み、本事業では、栄養価の高い卵を子どもたちに食べさせるために、栄養不良児の家庭 526 世帯に対してニワトリのヒナを配布した。

- ・ 子どもたちの栄養改善を目的に、ジゴン町にて 13 村の特定世帯（裨益する子ども数 299 人）に対して 966 羽の鶏が供与された。

- ・ 子どもたちの栄養改善を目的に、テゴン町にて 15 村の特定世帯（裨益する子ども数 227 人）に対して 1,052 羽の鶏が供与された。

4. アフガニスタン

アフガニスタンは国家再建と平和構築の真ただ中にある。政府機関や国連、NGO が政策・現場レベルでアフガニスタンの政治・経済・社会基盤の建て直しに尽力している。2008 年、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン(SCJ)、アフガニスタン事業を振り返ると、特筆すべき事柄が 3 つある。一つは、SCJ からセーブ・ザ・チルドレン US(=米国、SCUS)への完全事業移管である。SCJ 拠出のバーミヤン教育事業が組織体制上 SCUS によって完全に運営管理され、SCJ が同地での教育事業 (Rewrite the Future 事業) に継続関与していく上で非常に明るい材料となった。二つ目は、バーミヤンの子どもたちを対象に、教育を通じた保健・衛生・栄養の啓発事業を実施したり、学校教員を対象とした科目理解向上と校内体罰

禁止を目的とした教員研修を実施した。最後は、世界連盟共同事業として、カブール・バルフ・ジョウズジャンの3州において、教育事業を実施した。セーブ・ザ・チルドレン UK (=英国、SCUK) が事業実施を担い、補修授業や教員研修、子ども委員設置等を行い、同州の教育のクオリティの底上げを図った。詳細は以下となる。

①教員の科目理解向上と校内体罰禁止を目指した教員研修事業

2008年2月20日から3月19日にかけて(計29日間)、サイガン郡学校教員計95名を対象に、科目理解向上及び校内体罰禁止のための研修を実施した。参加者が多かったため、デノラ村とオロチ村とカレハワル村の3地域で研修を行った。研修を受けた教員たちは、講師や同僚たちから刺激を受けながら新たな知識とスキルを着実に身につけることができた。研修成果としては、科目理解向上では、研修前と研修後の各項目の平均点推移をみると、参加者たちの理解度が飛躍的に改善されたことがわかる。各科目の基礎固めと理解促進を果たすことができた。校内体罰禁止においては、教員たちは子どもの権利の基礎(無差別・保護・参加・心身の発達の重要性など)や校内暴力禁止、生徒指導方法について理解を深めることができた。

②保健・衛生・栄養教育事業

アフガニスタンは世界で最も貧しい国のひとつであり、5歳未満児の死亡率(出生千対257人)は、世界で3番目に高く日本の64倍に値する。国民の6割が食糧不足に直面し、5歳未満児の半数以上が発育不全という。さらに、子どもの健康や栄養、教育状況と密接に関係している女性の平均識字率は、僅か18%と低迷している。こうした環境を鑑み、教育活動を通じて子どもたちの保健・衛生・栄養の状況を改善する。保健・衛生・栄養に関する正しい知識を身につけ、子どもたちが感染症や微量栄養素の欠乏を予防することを目指す。2008年11月から本事業が開始され、バーミヤン州中央郡4校区の学校生徒及び不就学の子ども約3,750名、学校教員約50名、親約375名を対象に行った。各支援学校において、ビタミン剤補給や寄生虫駆除、教材配布等の啓発キャンペーンを実施したり、子ども・おとなを対象に、保健・衛生・栄養に関する各種研修を実施する。そして、定期的なモニタリングと評価を実施することとなる。

③初等教育のクオリティ改善事業

07年3月～08年3月の間、カブール、バルフ、ジョウズジャンの3州の子ども3,600名と教員120名を対象に、初等教育のアクセスとクオリティとシステムの向上を目指す事業を実施した。

1. 研修事業の実施

教員研修では、子どもの権利条約や保健衛生、子ども主体の教授法、ポジティブ・ディシプリン、チャイルド・フレンドリー・スクール運営などを網羅し、学校教員たちがこれらの知識についてきちんと理解し、質の高い授業と学級運営を行えるように支援を行った。

同様に、民主的な学校運営方法、校内暴力禁止、子ども委員会の設置運営方法についての研修を、学校長や教育関係者向けに行った。

2. 子ども委員会の設置

事業地の計 23 公立学校にそれぞれ子ども委員会を設置した。その委員会の活動を通じて、生徒たちが子どもの権利について学んだり、学級新聞やラジオ番組を通じて自分たちの意見を学校教員や自治体関係者たちに対して表明する機会を享受することができるようになった。

3. 識字教室の実施

事業地 3 州に補修授業 60 教室を開催し、公立学校に通うことのできない不就学の子どもたちを対象に読み書きを学ぶ学習機会を提供した。同時に、子どもの権利や子ども保護についても学ぶ機会を提供した。補修授業を通じて、不就学の子どもたちは読み書きの基礎知識を身につけるようになり、学齢期の子どもたちの中には地元の学校に編入を果たす者もいた。

4. 教材の配布

事業地 3 州の補充授業教室に教材を配布した。生徒 3600 名分の文具と教員 120 名分の教材を配布し、生徒たちが文具・教材を用いて、読み書きを効率的に身につけることができるような学習環境を整備した。

5. モンゴル

モンゴルでの活動も 2 年目に入り、SCJ と SCUK 共同による事業規模が大きく拡大した。事業の傾向としては、体罰・叱咤罵声を含む子どもに対する暴力の削減、ポジティブ・ディシプリン子育て法の普及、更には統合教育の推進など、SC 世界連盟全体が注力している分野に足並みを揃える形となった。

① 子どもの権利実現のための暴力のない公平な教育環境推進事業

モンゴルでは、2006 年から、公教育現場で教員からの体罰、不正な金銭の徴収、生徒への差別などを禁じた改正教育法が施行されている。しかし同国の教育現場では、未だにこれら違法行為が蔓延している。その要因としては、ア) 公教育現場における法に準拠した学校運営監理の欠如、それに起因する教員間における改正教育法の周知度の低さ、イ) 体罰に頼らない生徒指導法の周知度の低さ、ウ) 学校運営監理への市民参加の制限、エ) 国家監査局による改正教育法施行に対する監査の不徹底、オ) 子どもに対する体罰、不正な金銭の徴収、差別を黙認する社会風紀の存在、カ) 改正教育法抵触行為被害者を法的にサポートするシステムの欠如、が挙げられる。

上記要因に対処し、同国対象校 16 校の子どもたちが暴力や不利益を恐れずに、教員との健全な信頼関係の下で教育を受けられるようになることを目指して事業を開始し

た。本事業の主な活動は、1) 学校関係者を対象とした改正教育法理解促進及び学校運営監理能力向上、2) 体罰に頼らない指導法「ポジティブ・ディシプリン」の導入、3) 生徒会及び保護者会の機能強化を通じた学校運営監理への市民参加促進、4) 国家監査局の監査アプローチの改善、5) メディアと共同の一般市民に対する啓発活動、6) 改正教育法抵触行為被害者に対する法的サポートの立ち上げである。

本事業初年度に当たる本年度は、事業関係者を対象に、事業説明会及びベースライン調査、モニタリング評価のためのワークショップを実施した。これにより、事業関係者の本事業の目的及び活動に対する理解が深まり、事業チームと関係者との信頼関係も構築され、来年度以降本格的に事業活動を開始していく為の素地が出来上がった。更に、教育監査官を対象とした研修ニーズの調査・分析、主要メディアとの関係構築も実施した。

② 子ども保護センターの運営を通じた子ども保護事業

モンゴルの都市部には、上下水道、電気、暖房システム、道路も未整備の「ゲル集落」と呼ばれる低所得者居住区が広がっており、同集落の住民の多くは困窮して都市部に流れてきた地方移民である。慢性的失業やアルコール中毒に起因する家庭内暴力・家庭崩壊が蔓延する同集落の子どもたちは、暴力、ネグレクト、搾取といったリスクに日常的に脅かされている。その結果、ストリートや施設での生活を強いられる子どもたちも少なくない。また、慢性的貧困や路上生活の影響から、犯罪に巻き込まれたり、保健衛生サービスへのアクセスの欠如の結果、防げる疾患に懸り、障害を患ってしまう子どもたちがいることも報告されている。

本活動は、セーブ・ザ・チルドレンが運営するセンター5か所を拠点に、社会・経済的に厳しい状況に立たされている「ゲル集落」の子どもたち（ストリートチルドレン、障がい児、虐待・ネグレクトの危険性を抱える子どもたち）に対し直接的な生活支援・生活指導を含む地域レベルの子ども保護サービスを試行することを目的とする。地域レベルの子ども保護サービスが継続的に実施されていく為には、地域関係者のオーナーシップが欠かせない為、本活動には、地域関係者の組織化及び能力向上も基軸活動として含まれる。

本年度は、「ゲル集落」の子どもたちの自信・自発性・社会性を強化する為、生活指導の一環として写真・ラジオを媒体としたライフスキル教育及び子ども委員会の組織化・運営に注力した。自信・自発性・社会性といったものは、子どもたちが、社会に対し貢献でき責任ある大人として成長する為には欠かせないスキルである。また、ストリートチルドレンに対する生活支援・生活指導、更には家族との再統合支援にも重点を置いた。その結果、150人のストリートチルドレンが生存に必要な支援を受け、更に18人の子どもたちが家族との再統合を遂げた。障がい児については、身体・運動機能を高めるためのリハビリサービスを提供し、更に健常児とともに学校に通えるようになるよう統合教育の推進にも力を入れた。上述の支援は、全て地域行政や医師などから構成さ

れる「子ども保護専門チーム」との協同の下実施され、同チームとの更なる連携強化を目指し、同チームに対する能力向上研修も企画・実施した。

③ 体罰のない子育て教材開発普及事業

同国では、公教育の現場に限らず、家庭内においても「子どものしつけ」という名目の下、体罰（叱咤罵声含む）が広く行われている。体罰は家庭内暴力の一形態を成すことが国際的に認識されており、体罰がエスカレートすると、子どもの家出・家庭崩壊を招くことが報告されている。

本事業は、体罰に頼らない子育て法「ポジティブ・ディシプリン」のマニュアルを開発・出版し、研修を通して家庭内に普及・定着させることを目標とする。更に、学習カリキュラム及び教材開発を通じた「子ども保護」学問分野の大学レベルでの普及、現職社会福祉士の能力向上も行い、体罰の被害を受けた子どもへの支援体制向上も目指す。本年度の主な事業成果としては、「ポジティブ・ディシプリン」子育て法マニュアルが 2,500 部、パンフレットが 1000 部発行され、その補助教材としてテレビ番組も作成されたことが挙げられる。マニュアルは発行部数が足りなくなるほどの反響があり、テレビ番組も大変分かりやすいと保護者及び関係者の間で非常に好評であった。また、40 人の保護者が同子育て法の研修を受け、「子どもに手を出す前に考えるようになった」「家族で体罰のない子育て法について話し合うようになった」と自分自身の意識・態度の変化を報告している。

6. 世界連盟共同事業

エチオピア

エチオピアは、国連の UNDP 人間開発指数が 177 カ国中 169 位という、世界最貧国の一つである。同国では、100 人の 5 歳以下の乳幼児のうち、16 人が予防可能な下痢などの伝染病で亡くなっている。また、貧困からの脱出の重要な足がかりとなる教育へのアクセスも欠如している。小学校就学率は男子 75%、女子 54%、特に、農村部では、都市の半数の子どもたちしか就学できていない状況である。

① 子ども参加を通じた基礎教育および子どもの権利推進支援事業

オロミア地域などを対象に、困難な状況下に置かれている子どもの基礎教育へのアクセス向上、体罰等の廃止、子どもの権利推進を目的とした事業を実施している。

働く子ども達対象に土曜スクールの開催、教材や文房具を配布、校舎の増築・改築、机・椅子などの提供、地域の教育関係者対象のワークショップの実施を行い、基礎教育へのアクセス向上に努めた。また、各地域で 128 人の教員、校長、生徒などがワークショップに参加し、「ポジティブ・ディシプリン」について実践的に学び、体罰等の廃止へ向けて前進した。子どもの権利推進活動については、213 人の教員や 50 人の PTA メ

ンバーなどが研修に参加し、子ども参加の意味や重要性について学んだ。同時に、子どもたちは、交代でクラスリーダーを務めたり、子どもクラブへの参加を通じて、子どもの成長に欠かせない社会性・自発性・自尊心を培った。双方での活動の成果もあり、学校側は、子ども達から発言された母国語以外で行われる授業の難しさ、宿題やテストの厳しさなどの意見を「子ども達の学習プロセスを重視したい」と前向きに受け入れるなどの態度の変化がみられた。

② 子どもの保健・衛生の権利の実現支援事業

エチオピアの中でも特に保健・衛生状況の劣悪なアムハラ地域を対象に、母子の保健衛生のアクセス及び質の向上、青年期の男女のリプロダクティブ・ヘルス教育へのアクセス改善を目的とした事業を行っている。

まず、事業開始を周知するワークショップや「子どもの生存」を主題にしたイベント、世界エイズの日祝賀祭などを行うことにより、青少年を含む子どもの保健衛生への権利実現へ向けて、効果的な意識の向上を図ることができた。また、衛生に対しての行動を改善する研修のためのトレーニングが 25 人の保健普及相談員に実施され、研修に使用するキットも部分的に配布され、これから行われる地域住民への研修の準備を整えている。リプロダクティブ・ヘルスについては、地域の 40 人の代表が研修のためのトレーニングに参加し、2~3 ヶ月後に実施される地域住民への研修に備えている。更に、32 人の保健衛生関係者を対象に 5 日間の研修が行われ、実際に予防接種を子どもや妊婦に実施し、地域で対応できる人員体制を整えた。

その他、世界連盟との共同事業<チャイルドリンク事業>で以下のような成果が上がっている。

カンボジア

1. セーブ・ザ・チルドレンの教育事業は 50 万人以上の小学生に恩恵をもたらした。
2. セーブ・ザ・チルドレンの子ども保護事業の実施で 323 の家族が子どもに対する家庭内暴力を停止した。
3. 1, 000 人以上の障害児が障がい児が支援を受け、教育や職業訓練に参加する機会が得られた、
4. 200 の村で初めて幼児教育が導入された。

コートジボワール

1. 86 の小学校の建設および修理。
2. 43, 000 スクールキット（文房具などの必要なものをまとめたもの）の配布。
3. 教師 576 人への研修実施。

海外緊急支援事業の詳細

1. イラク難民支援（ヨルダン）

2003年のフセイン政権崩壊後、政情不安は今も続き、特に2006年のサマラ聖廟爆破以降の状況の悪化に伴い多くのイラク国民は周辺国に避難した。その総数は220万人とも言われ、シリアに続く第2の避難先となっているヨルダンには数十万人の難民がいると言われている。しかし、人口約600万人のヨルダンにとって、多数の難民を受け入れることは、大きな軋轢を生みだし、インフラや各種制度に対する負担となっている。

ヨルダンで生活をするイラク難民の3分の1以上は18歳未満の子どもと推定されている。他の分野と同様、難民の吸収によってヨルダンの教育システムは多大な負荷を受け始めている。ヨルダンは、居住権の有無に関わらず、難民を無料で公立学校へ受け入れているが、施設の数が多い基礎教育（小中学校）とは違い、以前より制度が未整備であり数の少ない幼児教育施設においては多数のイラク難民を受け入れることはできない。イラク人の親についても労働が許可されていないため、困窮状態は長期化し、子どもたちの生活環境・教育機会に深刻な影響が出ていて、喫緊に支援が必要とされている。

SCJは、2007年11月より事業を開始し、日本人スタッフがヨルダン首都アンマンを拠点として、活動を引き続き展開している。

就学前幼児緊急教育事業

[目的] イラク人・ヨルダン人の協力関係と相互理解を促進し、幼児を受け入れる教育システムの内容の強化、さらに社会的に弱い立場に置かれているイラク人・ヨルダン人幼児が質の良い教育・心理社会的ケアを受ける機会を拡大することを目的に、教育施設整備、親、教職員、ボランティアに対する研修・教育事業を実施。

[事業期間] 2007年11月より実施中

[事業地域] アンマン、ザルカ、イルビット、マフラック、マアン

[対象人口] 6,500人

[活動内容]

● 就学前幼児教育施設修復

イラク人幼児、現地で一緒に学ぶヨルダン人幼児の受け入れ先拡大を目的として、本事業においては使用の現状や修復のニーズを調査した上で、老朽化、損傷が目立った3つの幼稚園施設（25教室および遊び場など）の修復を行い、遊具や文具を支給。

● 教育キャパシティ・ビルディング支援

園児を取り巻く教員、親、住民ボランティアの指導者育成を目的に、イラク人家庭が隔離されないためのへのアウトリーチサポート・地域ボランティア活動、早期幼児教

育指導者育成、心理社会的ケアサポート指導者育成を実施。

- イラク人・ヨルダン人幼児のための早期幼児教育機会拡大
イラク難民避難民の幼児が幼稚園に通うことができるさらなる機会のさらなる拡大を目指し目的に、幼稚園のアセスメント、早期教育施設修復、教材セット・教室備品支給、幼稚園への入園斡旋を実施。
- 早期幼児教育に関する知識、態度、行動について親、教員、職員、ボランティアの研修
幼児を取り巻く環境の整備を目的に、ボランティアを対象にした心理社会的ケアの指導者育成のための研修、教員研修内容の改良、見直し、幼稚園リーダーシップ、マネジメント研修を実施。
- 早期幼児教育を促進するコミュニティ強化
イラク人・ヨルダン人の相互理解を促進するために啓発イベント、交流会を実施しネットワーク作りを行うとともに、研修を受けた教職員、経営者、親が引き続き活動を続けていくことができるようサポートネットワークを構築。

2. 南アジア水害被災者支援（パキスタン・ネパール）

2007年からの継続事業としてパキスタンおよびネパールにおける水害被災者支援を実施した。SCJはパキスタンに日本人スタッフを派遣、またネパールではSCJネパール現地事務所を拠点に支援活動を行った。

① パキスタン水害被災者支援事業

2007年6月26日にパキスタン南部沿岸を通過したサイクロン「イエミン」によって引き起こされた洪水は、バロチスタン州およびシンド州を中心に、死者205名、倒壊家屋8万棟の被害をもたらし、計250万人の人々が被災した。

- [目的]
- 1) 洪水によって被害を受けた子どもたちとその家族の、最低限の生活環境、安全および衛生環境を回復する。
 - 2) 母子保健従事者のキャパシティを向上し、医療インフラを整えることで、被災者に対する救急医療を確保する。

[事業期間] 2007年8月より2008年3月

[事業地域] バロチスタン州ケチ地区トゥルバット

[対象人口] 11,550人

[活動内容]

- シェルター配布
2007年から計1,150世帯に、竹などの自然素材を利用したシェルターの資材を提供した。

- 調理器具および衛生用品配布

鍋や皿などの調理器具および蚊帳、石鹸、給水タンクなどの衛生用品を 1,000 世帯に配布した。

- 毛布配布

1,150 世帯に対し、防寒用毛布を 4 枚ずつ（うち 2 枚が子ども用）配布した。

- 衛生促進・救急医療支援と救急医療体制支援

支援対象地であるケチ中央病院の医療従事者を対象に、IMNCI（新生児と子どもの包括的な病気抑制管理に関する研修）を実施した。また、同中央病院に吸入器や聴診器などの医療器具を提供し、救急医療体制を強化した。

② ネパール水害被災者支援事業

ネパールでは 2007 年 7 月初旬および 8 月中旬に 2 度の大きな豪雨が発生した。その後も散発的な大雨が 9 月まで続き、洪水による死者は 203 人を数え、ネパール全 75 郡のうち南部の平野部を中心に 45 郡が被災した。

[目的] 災害に対して最も脆弱な貧困層の子どもたちとその家族の生活環境、衛生環境、教育環境を整えることによって、彼らがいち早く日常生活へ復帰できるようにする。

[事業期間] 2007 年 9 月より 2008 年 1 月

[事業地域] ダヌシャ郡、マホタリ郡、サブタリ郡、カイラリ郡、バルディヤ郡

[対象人口] 75,000 人

[活動内容]

- 教育支援

洪水で損害を被った 56 の小・中学校および 28 幼稚園の修繕、机や椅子、教材などを提供することにより、子どもたちが衛生的で安全に勉強できる教育環境を回復した。またトイレの修復（8 校）や給水施設の補修（25 校）を実施したことにより、子どもたちの衛生状態が向上した。

- 保健・衛生支援

洪水後、下痢や喘息、肺炎、疥癬などの皮膚病などが蔓延していたため、特に学校を中心に健康診断を行い、およそ 4,000 人の子どもと妊娠・授乳期の女性が診察と薬剤の処方を受けた。また、7,829 人の児童に経口保水塩および駆虫剤を配布した。これらにより、子どもたちと妊産婦の健康が回復された。

- 食糧支援

800 世帯を対象に、塩、油、米、豆などの食糧を配布した。さらに、身体的に災害の影響を受けやすい乳幼児や妊産婦を支援するため、0 歳から 3 歳までの乳幼児 3,000 人および妊娠・授乳期の女性 1,300 人に、高栄養食糧を配布し、一時的な栄養不足による健康への影響を回避することができた。

- 生活用品配布

1,800世帯を対象に、テントや蚊帳、調理用具、衣服などの生活用品を配布した。

3. スマトラ南西沖地震被災者支援（インドネシア）

2007年9月12日、インドネシア・スマトラ島南西部沖でマグニチュード8.4の地震、翌日13日には同7.9の地震が発生し、ベンクル、西スマトラ、ジャンビ、リアウの各州（いずれもスマトラ島）に大きな被害をもたらした。しかし、海外からの支援活動は小規模であり、また中央政府による復旧支援に時間がかかったことから、被災地における公共施設の修復・改築は長期化した。他の公共施設同様に学校の建物も破壊され、地震後すぐに学校の授業は再開されたものの、多くの児童は教室がないまま授業を受けなければならない状況だった。

そこで、SCJは、州政府の支援要請を受け、被災地のひとつであるベンクル州ムコムコ県において、教室用のテント及び教室備品の配布を目的とする緊急支援事業を2007年からの継続事業として実施した。

緊急教育支援事業

- [目的] 教室として利用するテントの配布及び教室備品の配布を行うことにより早急に安全な環境下で学習活動を再開できるようにする。
- [事業期間] 2007年11月より2008年2月
- [事業地域] ベンクル州ムコムコ県
- [対象人口] 16,779名（大人1,023人、児童18歳以下15,756名）
- [活動内容]

● 学校テントおよび教室備品支援

地震により使用不可能となったムコムコ県内の合計353教室（公立普通学校317教室、公立神学校36教室）に対し、188教室分のテント94帳（テント1帳で2教室分）を配布した。政府による修・改築が長期化することを見込み、雨期対策用にテントに床を設置する、地域住民がテント設置に参加し維持管理について学ぶなど、中・長期使用における耐久性にも配慮した。また、各教室にホワイトボード、マーカー（合計353セット）を供与した。中央政府の支援が始まるまでの期間、本事業を通じて安全な学習環境を提供したことで、子どもたちの一刻も早い日常生活への復帰、トラウマや不安からの開放につなげることができた。

4. スリランカ国内避難民支援

スリランカにおいては2006年頃からスリランカ政府軍（SLA）と分離独立を掲げるタミ

ル人武装組織（LTTE）との内戦が激化し、これまでの2年間で5千人の戦闘員および市民が死亡、北東部だけで30万人以上があらたに国内避難民となる事態となった。北部においては依然戦闘が続いているが、東部州では2007年7月の政府軍による制圧以来、治安は回復してきている。それにともない、近隣県に避難していた人々の帰還も始まっており、現在までにほとんどの者が帰還を終えている。しかしながら、激戦地であった一部地域には学校をはじめ社会インフラの多くが破壊されたまま支援の届かない地域も多く、帰還民のうちでも子どもをはじめとする社会的弱者は最低限の生活すら困難な状況に置かれている。このような状況を改善するため、SCJは、スリランカ東部トリンコマレ県の帰還民再定住地区において以下の支援を行った。

国内避難民緊急教育支援事業

[目的] 長期の避難生活を終えてなお厳しい状況に置かれている帰還地区の子どもたちに、他の子どもたちと遊んだり学んだりできる安全な場所を提供し、彼らの情緒的・心理的安定を支援する。その達成のため、トリンコマレ県南部の帰還・再定住地区において就学前教育施設を整備するとともに教員研修を実施する。

[事業期間] 2008年5月より実施中

[事業地域] トリンコマレ県南部の3郡25か村（ムトゥール：15か村、エチャランパティ：5か村、セルウィラ：5か村）

[対象人口] 就学前児童：812名、修学前教育施設教員50名、修学前教育施設運営委員：375名

[活動内容]

- 就学前教育施設の整備
建物・井戸・トイレ・遊び場の設置と修復
- 緊急教育キットの供与
机・椅子・マットやボールなどの室内遊具・衣類・かばん・文房具
- 栄養補助食品の配布
緑豆粥・強化ビスケットなどのおやつ
- 就学前教育施設教員の養成
子どもたちの安全や健康、衛生管理について・障害を持つ子どもへの接し方について・就学前教育の質を定める政府基準（ガイドライン）について
- 就学前教育施設運営委員への研修
住民グループによる管理・運営方針などについて

5. サイクロン「ナルギス」被災者支援（ミャンマー）

2008年5月3日に超大型サイクロン「ナルギス」がミャンマー南西部を直撃した。ミャンマー政府、国連、アセアン合同調査報告書（Post Nargis Joint Assessment）では死者約84,000人、行方不明者53,000人され、被災者数は240万人にもものぼると報告されている。特に被害の大きかったエヤワディ管区では、1,600万人が被災し、多くの人々が学校、僧院や簡易テントでの生活を余儀なくされた。セーブ・ザ・チルドレン・ミャンマー事務所はサイクロンが襲ったヤンゴン及びエヤワディの両管区を中心に、いち早く緊急事業を開始した。

サイクロン被災者支援事業

- [目的]
- ・大規模な災害によって被害を受けた人々の生命・健康を維持する。
 - ・いち早く子どもたちの教育の機会を回復する。
 - ・自立した生活ができるよう、生計再建を支援する。

[事業期間] 2008年5月より実施中

[事業地域] ヤンゴン、エヤワディ管区

[対象人口] 226,459人

[活動内容]

● 緊急支援物資配布事業

上記両管区の延べ合計153,790人（30,758世帯）に食糧（米、豆、塩、油）、生活用品（防水シート、薬、食器、せっけん、寝具など）および衣類を配布し、被災した人々の避難生活を支援した。

● 巡回診療事業

6月から7月にかけて、エヤワディ管区西デルタ地区において、ボートによる巡回医療サービスと仮設クリニック設営活動を行った。サイクロンの被害によって、不衛生な生活環境のなかで下痢や肺炎、発熱などの症状を持つ被災者9,675人の診察・可能な限りの処置行うなど、医療アクセスを確保した。

● 教育支援事業

今サイクロンで倒・損壊した学校は4,000棟以上にのぼると報告され、50万人の子どもの教育の機会に深刻な影響を受けた。このため、いち早く授業を再開できるよう、上記両管区において、僧院学校の屋根の修復および防水シートや竹材を用いた仮設学校の設置を計152校実施した。さらに、これら152校の32,500人の生徒に、ノートや筆記用具、カバンなどの教材セットを配布したほか、計128校に黒板や教員用の教材を提供した。

● 乾パン配布事業

日本外交協会からの寄贈を受け、計3.7トン（22,940食分）の乾パン・栄養クラッカーを6月及び10～12月の2回に分けて配布した。1回目の配布では、エヤワディ管区において1,949世帯を対象に配布した。2回目の配布については、上記両管区で生後6か月未満の乳児を持つ母親約7,569名に対し、栄養教育や栄養状態のカウンセリング

を実施しながら配布を行った。

- 漁業復旧事業

被災者がいち早く生計を再建し、自立した生活を送れるように、エヤワディ管区の漁民約 3500 世帯に対し、ボートや漁網などの漁具を配布している。また今事業を今後漁民たちの生計向上につなげるため、収入・支出の概念やメンテナンス工具のグループ管理に関する研修も実施している。

- ぬいぐるみ配布事業

株式会社フェリシモより2,000個のぬいぐるみ寄贈を受け、上記両管区において、最も脆弱な子どもたち（最貧困家庭や親のいない子ども、病気や障害をもつ子どもなど）を対象として配布している。

6. 四川大地震被災者支援（中国）

2008年5月12日に中国・四川省にて発生したマグニチュード8の大地震により、中国では、死者およそ7万人、行方不明者1万7千人、負傷者37万人、被災者4,600万人という深刻な被害がもたらされた。また、地震の影響で、約1万人の子どもたちが四川省を離れた土地にて集団避難生活を送っており、震災による直接的なストレスに加え、住み慣れた土地や親元を離れたことなどにより更なる精神的負担を強いられている。

このような現状を受け、SCJは、これらの子どもたちが心理的ダメージから回復し一刻も早く社会に順応できるよう、子どもたち、および子どもを取り巻く大人を対象とした支援事業を開始した。

集団避難した子どもたちの心理社会的ケア事業

[目的] 四川大地震により被災し、保護者のもとを離れて雲南省で集団避難生活を余儀なくされている子どもたちが心理的なダメージから回復し、四川省帰還後の生活において一刻も早く社会に順応できるよう、心理社会的な側面から支援する。

[事業期間] 2008年12月より実施中

[事業地域] 四川省

[対象人口] 2,160人（直接裨益者180人、間接裨益者1,980人）

[活動内容]

- 2009年より本格化する下記活動の準備を行い、実施にあたっての環境を整えた。
 - ・ワークショップやトレーニングを通じての子どもに対する心理社会的ケア研修
 - ・子どもを取り巻く大人（ボランティア／教員／保護者他）に対するキャパシティ・ビルディング研修

- ・ 同年代の子どもたち同士の交流および教育活動によるシェアリングを通じた心理社会的ケア
- ・ 四川大地震一周年記念フォーラムの開催

7. インド水害被災者支援

2008年8月にインド東部にて大規模な洪水が発生し、2,700人が死亡、2,800万人が被災した。インドで長期にわたり活動を続けているセーブ・ザ・チルドレン世界連盟が被災後、特に被害が大きかったビハール州とオリッサ州で子どもの保護や緊急物資（衛生キット、家庭用品など）、および食糧の援助を中心とした支援を行っているが、被災地の子どもたちの栄養状態は非常に悪化している。

これを受けて、SCJでは、12月上旬に乾パン約46,000食を被災地に向けて出荷した。この乾パンは、日本の地方自治体が災害などの緊急時に備蓄しているもので、社団法人日本外交協会に呼びかけていただき、さいたま市、川口市、川越市、株式会社セイエンタプライズから協力をいただいたものである。また、輸送にあたっては日本郵船株式会社に支援をいただいた。日本を出航した乾パンは2008年12月27日にインド港に到着しており、2009年3月までにセーブ・ザ・チルドレン世界連盟が運営する子どもたちの安全な遊び場にて、世界連盟の協力ボランティアの手により被災した子どもたちに配布する予定である。

ビハール州における緊急食糧配布事業

[目的]	栄養価の高い乾パンの配布により被災した子どもたちの栄養状態を改善する。
[事業期間]	2008年9月より実施中
[事業地域]	ビハール州における80のコミュニティ
[配布数量]	46,340食（予定）

子どもの権利推進事業の詳細

1. チャイルド・ライツ・センター

子どもの権利を推進する中核的役割を果たす目的で設置されたチャイルド・ライツ・センターは、その役割を果たすべく、多くの子ども、大人双方に対する積極的なアプローチを実施した。

子どもを対象とするスピーキングアウト事業では、手軽に活用できる教材の開発により量的拡充を図ると共に、子ども支援団体や青年会議所等の協力のもと、子どもの意見表明に特化したプログラムによる地域への展開をパイロット的に実施した。また、子どもを取り巻くステークホルダーである大人に対し、子どもに対する暴力禁止を目指す活動として、

シンポジウムの実施や国会議員との勉強会、外部セミナーでの講演、雑誌への投稿などを通じて、子どもの権利に関する啓発活動を展開した。

① 日本の子どもに対する教育事業 “Speaking Out”

(1) スピーキングアウトの実施

東京・大阪を中心とする計84カ所、平均して月7件のスピーキングアウトを定期的実施し、主に小・中学生を中心とするのべ2,250名とボランティアスピーカーのべ317名が参加した。

うち高校5校では、セーブ・ザ・チルドレンが約10～20時間使って連続したワークショップを実施し、子どもたちが世界の子どもの現状や子どもの権利を理解し、自分のこと・世界のことについて他の子どもたちに伝えていくChild to Childプログラムを実施した。また、小学校高学年～高校生を対象に、自分たちのメッセージを映像で発信するChild to Publicキャンペーンを始動した。これらのプログラムを通じて、子ども自身が子どもの権利の視点を持ち、意見表明の重要性を認識、行使することができた。一方で、主に小学校や中学校、子ども向けイベント等では、昨年度より作成しているHi5ポスター教材を利用して、子どもたちが楽しみながら、世界の子どもの現状や国際協力について学ぶ機会を促進した。

(2) プログラム内容の充実

より多くの子どもが意見表明の機会を持てるように、Child to Publicキャンペーンに伴い、メディア・リテラシーの手法を用いて子どもたちが映像メッセージを発信するワークショッププログラムを作成した。また、Child to Childプログラムの進展に伴い、より子どもの権利に特化したアクティビティを作成した。これら新しいプログラム作成の際には、学校でスピーキングアウトに参加した高校生が自主的に参加し、約40名の子どもがスピーキングアウトの立案・実施・評価に携わった。

さらに、過去5年間の取り組みで培ったノウハウや経験をもとに、子どもたちが世界の子どもの現状や国際協力活動を知るためのポスター教材を作成した。これらのポスター教材は、学校や団体、地域の活動の一環として、誰でも簡単に活用できる教材となっており、その一部は広島県とJPFがすすめる「ひろしま国際貢献Weプロジェクト」の教材となった。

(3) スピーキングアウトの地域展開

東京・大阪地域以外へのスピーキングアウトの普及のために、地域での展開を推進した。Child to Publicキャンペーンを通じて、宮城・愛知・広島の子ども支援/国際協力・交流団体との連携を深め、これらの団体とのHi5ポスター教材の協働実施の素地を作った。

(4) ボランティアの育成

東京・大阪各所で、ボランティアを対象とした研修を計6回実施し、のべ約50名が参加した。特に、Child to Childプログラムに参加するボランティアに対しては、子ど

もの権利視点にたち、子どもに寄り添いながら、子どもの声やちからを引き出せるよう、子どもファシリテーターとして育成した。またこれらの研修に加え、Hi5ポスター教材をより理解するために、ボランティアとの教材活用研修や新規ボランティアへのトレーニングを実施し、スキル向上を図った。

② 子どもに対する暴力禁止を目指す情報発信

(1) シンポジウム主催

Think! Child Rights2008「子どもの力をのばすしつけへの変革」と題し、6月にシンポジウムを実施した。子どもの権利擁護家として世界的に著名な Peter Newell 氏をはじめ、国内外より有識者を招へいし、世界的に問題となっている子どもに対する暴力の現状、その問題解決にむけた提言を行った。国会議員をはじめ、行政、民間組織団体、大学など研究機関、また一般から、約 130 名が参加した。さらに、前日に実施した国会議員向け勉強会には、20 名ほどの超党派議員が参加し、子どもに対する暴力の世界的動向について政策提言を意識した情報提供を実施した。これらの活動やシンポジウム前後に行った広報・啓発活動、その後のフォローアップを通じ、ステークホルダーの子どもに対する暴力に関する意識変革を促すことができた。

(2) ポジティブ・ディシプリンによる啓発活動

50%を超える親（保護者）が子育て・しつけに悩みや不安を抱えている昨今、SCJ が他国でも進めているポジティブ・ディシプリン（子どもの力をのばす子育て法）を日本へ導入した。SCJ ホームページ上での啓発活動、SCJ 広報誌での配信、外部の子育て雑誌（マガジン）への投稿などを通じて、数十万人に上る人へポジティブ・ディシプリンについて理解する機会を提供できた。また、横浜青年会議所が主催した親向け啓発セミナーでの講演、自治体の子ども支援関係職員向けのセミナー等、より身近な形での啓発活動も実施した。今後さらに多くの人へ子どもの権利視点にたった子ども観の啓発をするために、ポジティブ・ディシプリンの出版を決定し、準備も進めた。2009 年 4 月、SCJ 初の有料出版物として明石書店から出版される予定である。

③ 連携形成による子どもの権利推進

中期戦略の一つでもあるチャイルド・ライツ・プログラミングの積極的な導入を図り、その重要な施策の一つである外部組織との協力・連携形成に努めた。日本子ども総合研究所や全国子ども虐待防止ネットワーク、チャイルドライン支援センター等、子ども支援に関わる民間団体との協力関係を構築すると同時に、これまであまり接点のなかった公官庁、たとえば総務省や厚生労働省や、地方自治体とのコンタクトも多く形成した。これらのネットワーキングは、今後さらに子どもの権利を推進していくため、有効な連携先となることが期待される。

また、組織内では職員向け研修を企画し、計 6 回実施した。これらを通じて、子どもの権利推進団体として成長していく上での職員の意識を醸成し、子どもの権利および子

もの権利基盤型アプローチに関する理解を深めることができた。この研修でも利用したSCアライアンスのガイドブック「チャイルド・ライツ・プログラミング」は、日本語への翻訳をし、2009年4月をめどに外部へ発信する予定である。

④ チャイルド・ライツ・センター（CRセンター）活動促進委員会の展開

昨年度子どもの権利活動家、法律家、企業戦略スペシャリストなど6名の外部有識者により構成されるCRセンター活動促進委員会を設置したが、メールでのコミュニケーションのほか、四半期に一度会合をもち、CRセンターが進める活動への助言や答申をいただいた。さらに、活動推進委員の専門分野に応じて、個別に、セミナーでの講師やシンポジウムでのパネリスト参加、外部団体の紹介など多方面でサポートをいただいた。

広報事業

2008年度、広報事業は2007年度に成功した新聞広告による個人支援者拡大を軸に、個人寄付者や法人支援者拡大のための活動を行った。その結果、562百万円の寄付獲得の予算に対し、576百万円の獲得ができた。2007年度の寄付額が413百万円であったので、伸び率は40%に近い成長となった。これは、順調に伸びた個人継続寄付者によるところが大きい。

個人寄付者獲得に関しては、特に5月のTICAD（アフリカ開発会議）に合わせて実施した新聞広告は大反響で200名の方からチャイルドリンクアフリカに申し込みをいただいた。また、ミャンマーサイクロンナルギスに対しては緊急援助寄付を募り38百万円を超える寄付を集めることができた。個人寄付者は当団体のホームページを通じて寄付を始めることが多いのでホームページの更新を常時行うことで、当団体が現場に即した事業を実施し、日本人駐在員を現地に配してその実行をしている団体であることをアピールしていった。

法人支援者拡大では、以下のような寄付を集めることができた。

1. ファミリーマートより、例年の募金箱寄付に加え、系列のファミマクレジットから収入連動の寄付をいただいた。
2. コンサルタントのアクセンチュアから、モンゴルでの子どもの保護事業にご支援をいただいた。
3. プロゴルファーの大山志保さんから大山志保パーティー基金を作ってください、バーディごとに寄付をいただくスキームにより寄付をいただいた。
4. 四川大地震では、アムウェイから寄付をいただいた。
5. ウエノテクノロジーからモンゴル・ベトナム支援のための寄付をいただいた。

クリアチャンネル・ジャパン株式会社が展開している屋外広告に当団体の広告を媒体費無料で掲出できることになり、昨年末より地下鉄の駅やスーパーマーケット、高速のサービスエリアで掲出が始まった。また、I K E Aからは定期的なキャンペーン寄付に加えて機関誌へ広告費無料にてDM40万部同梱の協力が得られ、好調な申し込み状況であった。企業協力の機会を積極的に利用して団体の認知拡大および個人寄付獲得を増やすことは新たな取り組みであった。

イベントプロモーションでは特筆すべき事項が2つあった。

1. 当団体はじめての試みとして、4月に東京・六本木ヒルズにてワールド チルドレンフェスティバルを実施し、1,000名を超える方々がフェスティバルに参加された。このイベントを通して多くの方に当団体のことを知っていただくことができた。藤井フミヤやウルトラマンガイアも登場し、にぎわいのあるイベントとなった。
2. チャリティガラでは、はじめての試みとしてオークションが行われ、4百万円を超える資金が寄付いただけた。その結果、チャリティガラの収入は対前年比で4百万円の増加となった。

広報活動としては、前述の通り、ネットを効果的に活用し、当団体サイトの定期的更新および緊急時の迅速な更新を行うとともに、Yahoo!やGoogleなどのサーチエンジンでのキーワード広告、アフィリエイト活動など、ネット上でのセーブ・ザ・チルドレンの露出を最大限に図った。結果、サイトへのユニークアクセス数・サイトからの寄付数ともに前年比30%近い伸びとなった。

メディア関連活動としては、2008年度も引き続きPRエージェンシーを活用し、プレスリリースを頻繁に送りメディアとコンタクトを保つようにした。リリース内容としては、通常の支援活動から緊急災害時の援助活動、また上述のワールド チルドレン フェスティバルや文化祭キャンペーンなど国内での活動、そして世界連盟のレポート発表まで多岐にわたった。特に、ミャンマーサイクロン時に迅速かつ最大限にメディアとのコンタクトを心掛けた結果、すべての全国紙・NHK・TV朝日で団体名が露出された。これによりコンタクトが拡がりサイクロン以後も様々な形で関係が続いている。また、セーブ・ザ・チルドレンUS (アメリカ) が毎年母の日にあわせ発行している「World's Mothers' Index Report」に関するリリースは、共同通信と時事通信ともに配信され日本全国の地方紙とYahoo! Newsでの露出となった。2008年はセーブ・ザ・チルドレンUK (イギリス) もChild Index Reportを発行し、こちらも共同通信が配信した。

2008年は地道にメディアとのコンタクトを取り続けた結果が出始めた年であり、引き続き今後に繋げていきたい。

以上

決算報告書

自 2008年1月1日
至 2008年12月31日

社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

東京都千代田区内神田2 - 8 - 4

貸借対照表(一般会計)

2008年12月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
・資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	227,722,017	268,566,346	△ 40,844,329
海外現金預金	15,780,722	44,201,718	△ 28,420,996
前払事業費	67,748,545	75,319,541	△ 7,570,996
未収金	7,997,141	18,810,547	△ 10,813,406
棚卸資産	1,396,018	184,910	1,211,108
未成受託事業費	3,323,900	0	3,323,900
前払費用	2,079,682	2,037,021	42,661
仮払金	918,532	838,094	80,438
流動資産合計	326,966,557	409,958,177	△ 82,991,620
2. 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金	50,000,000	50,000,000	0
基本財産合計	50,000,000	50,000,000	0
(2)特定資産			
退職給付引当特定資産	20,435,096	16,944,570	3,490,526
減価償却引当特定資産	8,241,590	8,561,745	△ 320,155
支援者拡大事業引当特定資産	23,079,000	43,225,000	△ 20,146,000
海外事業安定化積立特定資産	29,934,215	29,934,215	0
緊急援助事業引当特定資産	12,400,000	14,400,000	△ 2,000,000
国内事業引当特定資産	15,200,000	35,090,000	△ 19,890,000
特定資産合計	109,289,901	148,155,530	△ 38,865,629
(3)その他固定資産			
土地	6,077,000	6,077,000	0
建物	16,121,739	16,444,353	△ 322,614
建物付属設備	3,154,823	0	3,154,823
車両運搬具	605,077	1,977,368	△ 1,372,291
什器備品	3,291,171	5,438,380	△ 2,147,209
ソフトウェア	1,173,045	1,909,887	△ 736,842
保証金	15,279,300	3,728,940	11,550,360
その他固定資産合計	45,702,155	35,575,928	10,126,227
固定資産合計	204,992,056	233,731,458	△ 28,739,402
資産合計	531,958,613	643,689,635	△ 111,731,022
・負債の部			
1. 流動負債			
未払金	58,750,062	36,009,761	22,740,301
仮受金	0	9,000	△ 9,000
預り金	3,517,690	2,518,699	998,991
賞与引当金	2,252,675	1,315,038	937,637
流動負債合計	64,520,427	39,852,498	24,667,929
2. 固定負債			
退職給付引当金	20,752,547	17,950,612	2,801,935
固定負債合計	20,752,547	17,950,612	2,801,935
負債合計	85,272,974	57,803,110	27,469,864
・正味財産の部			
1. 指定正味財産			
政府補助金	14,723,759	7,518,718	7,205,041
民間助成金	107,786,794	196,884,088	△ 89,097,294
現地収入	597,928	3,630,289	△ 3,032,361
指定寄付	113,070,625	125,085,144	△ 12,014,519
指定正味財産合計	236,179,106	333,118,239	△ 96,939,133
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	0
(うち特定資産への充当額)	0	(8,000,000)	△ 8,000,000
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	(88,854,805)	(123,210,960)	△ 34,356,155
正味財産合計	446,685,639	585,886,525	△ 139,200,886
負債及び正味財産合計	531,958,613	643,689,635	△ 111,731,022

正味財産増減計算書(一般会計)

2008年1月1日から2008年12月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	200,547	150,000	50,547
特定資産運用益	336,864	343,397	△ 6,533
受取入金	30,000	60,000	△ 30,000
受取会費	13,985,000	14,765,800	△ 780,800
個人維持会員会費	5,600,000	7,075,800	△ 1,475,800
法人維持会員会費	6,800,000	5,900,000	900,000
SCJ会員会費	1,585,000	1,790,000	△ 205,000
受取補助金等	469,876,113	182,894,439	286,981,674
政府補助金	50,899,749	59,990,936	△ 9,091,187
国際機関委託金	0	35,632,955	△ 35,632,955
民間助成金	390,825,750	72,388,420	318,437,330
現地収入	28,150,614	14,882,128	13,268,486
業務受託収入	4,699,016	0	4,699,016
受取寄付金	588,259,914	337,940,253	250,319,661
無指定寄付	325,150,441	261,744,674	63,405,767
指定寄付	263,109,473	76,195,579	186,913,894
雑収入	276,650	179,965	96,685
経常収益計	1,077,664,104	536,333,854	541,330,250
(2) 経常費用			
事業費	995,736,572	536,402,096	459,334,476
海外援助費	270,179,159	227,176,793	43,002,366
ネパール	72,521,007	45,965,175	26,555,832
ベトナム	41,721,056	63,597,956	△ 21,876,900
ミャンマー	19,982,938	15,236,991	4,745,947
アフガニスタン	11,054,422	37,975,933	△ 26,921,511
モンゴル	43,998,140	5,320,419	38,677,721
世界連盟事業	80,901,596	59,080,319	21,821,277
緊急援助事業費	410,307,982	79,339,886	330,968,096
海外事業人件費	50,945,057	49,592,997	1,352,060
海外事業活動費	11,585,706	10,665,728	919,978
国内事業費	34,014,525	20,051,591	13,962,934
国内啓蒙事業費	6,823,415	5,447,350	1,376,065
国内啓蒙費	211,880,728	144,127,751	67,752,977
管理費	120,726,473	69,861,788	50,864,685
人件費	36,637,432	32,785,348	3,852,084
交通費	4,981,722	2,404,475	2,577,247
家賃・リース料	20,560,033	10,407,400	10,152,633
その他	54,962,424	18,738,545	36,223,879
外部監査費	1,050,000	945,000	105,000
減価償却費	2,534,862	4,581,020	△ 2,046,158
経常費用計	1,116,463,045	606,263,884	510,199,161
当期経常増減額	△ 38,798,941	△ 69,930,030	31,131,089
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	0	38,354	△ 38,354
経常外収益計	0	38,354	△ 38,354
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	3,462,812	969,358	2,493,454
経常外費用計	3,462,812	969,358	2,493,454
当期経常外増減額	△ 3,462,812	△ 931,004	△ 2,531,808
当期一般正味財産増減額	△ 42,261,753	△ 70,861,034	28,599,281
一般正味財産期首残高	252,768,286	323,629,320	△ 70,861,034
一般正味財産期末残高	210,506,533	252,768,286	△ 42,261,753
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	427,814,382	362,386,883	65,427,499
政府補助金収入	58,027,500	40,345,642	17,681,858
国際機関委託金等	0	35,632,955	△ 35,632,955
民間助成金収入	346,564,795	269,272,508	77,292,287
現地収入	23,222,087	17,135,778	6,086,309
受取寄付金等	251,094,954	151,280,723	99,814,231
指定寄付	251,094,954	151,280,723	99,814,231
一般正味財産への振替額	△ 775,848,469	△ 230,549,367	△ 545,299,102
当期指定正味財産増減額	△ 96,939,133	283,118,239	△ 380,057,372
指定正味財産期首残高	333,118,239	50,000,000	283,118,239
指定正味財産期末残高	236,179,106	333,118,239	△ 96,939,133
III 正味財産期末残高	446,685,639	585,886,525	△ 139,200,886

財務諸表に関する注記(一般会計)

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法で評価している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

建物・建物付属設備・什器備品・車両運搬具・ソフトウェア-----定額法による減価償却を実施している。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金は、当該年度末の要支給額に相当する額を計上している。
賞与引当金は、支給見込み額のうち当期に対応している賞与相当額を計上している。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(5) 海外財務諸表の円換算

以下のとおり2008年12月銀行最終営業日TTMレートを採用している。
1USドル=91.03円(三菱東京UFJ銀行 12月30日)
ネパール 1NRS(ネパールルピー)=1.19円(Standard Chartered Bank 12月31日)

(6) 消費税等の会計処理

税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及び残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	50,000,000	-	-	50,000,000
小計	50,000,000	-	-	50,000,000
特定資産				
退職給付引当特定資産	16,944,570	5,923,756	2,433,230	20,435,096
減価償却引当特定資産	8,561,745	-	320,155	8,241,590
支援者拡大事業引当特定資産	43,225,000	-	20,146,000	23,079,000
海外事業安定化積立特定資産	29,934,215	-	-	29,934,215
緊急援助事業引当特定資産	14,400,000	-	2,000,000	12,400,000
国内事業引当特定資産	35,090,000	-	19,890,000	15,200,000
小計	148,155,530	5,923,756	44,789,385	109,289,901
合計	198,155,530	5,923,756	44,789,385	159,289,901

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は次のとおりである。

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	50,000,000	(50,000,000)	-	-
小計	50,000,000	(50,000,000)	-	-
特定資産				
退職給付引当特定資産	20,435,096	-	-	(20,435,096)
減価償却引当特定資産	8,241,590	-	(8,241,590)	-
支援者拡大事業引当特定資産	23,079,000	-	(23,079,000)	-
海外事業安定化積立特定資産	29,934,215	-	(29,934,215)	-
緊急援助事業引当特定資産	12,400,000	-	(12,400,000)	-
国内事業引当特定資産	15,200,000	-	(15,200,000)	-
小計	109,289,901	-	(88,854,805)	(20,435,096)
合計	159,289,901	(50,000,000)	(88,854,805)	(20,435,096)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は次のとおりである。

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	17,923,000	1,801,261	16,121,739
建物付属設備	3,255,000	100,177	3,154,823
車両運搬具	4,795,848	4,190,771	605,077
什器備品	7,539,160	4,247,989	3,291,171
ソフトウェア	4,629,210	3,456,165	1,173,045
合計	38,142,218	13,796,363	24,345,855

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期増減額及び残高は次のとおりである。

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
政府補助金					
NGO連携無償資金協力等	日本国外務省	806,732	34,090,745	26,949,982	7,947,495
草の根技術協力等	(独)国際協力機構	6,711,986	23,936,755	23,872,477	6,776,264
民間助成金					
緊急支援助成金	(特)ジャパン・プラットフォーム	190,872,725	320,174,795	410,774,612	100,272,908
ベトナム環境教育事業支援等	(株)INAX	-	4,200,000	2,530,095	1,669,905
栄養改善事業助成金等	味の素(株)	353,896	-	353,896	-
スピーキングアウト事業支援等	(財)地球市民財団	16,806	3,000,000	3,016,806	-
ミャンマーサイクロン支援助成金	(財)地球市民財団	-	500,000	500,000	-
国際ボランティア貯金	(財)郵便貯金振興会	4,475,184	16,904,000	16,159,716	5,219,468
子どもの早期ケアと発達事業支援	(特)エファジャパン	540,964	-	540,964	-
フェリシモ地球の村基金	(株)フェリシモ	-	1,786,000	1,786,000	-
子どもの栄養改善事業支援	(特)アドラジャパン	624,513	-	-	624,513
現地収入					
セーブザチルドレン共同事業	セーブ・ザ・チルドレン世界連盟	3,630,289	23,222,087	26,254,448	597,928
合計		208,033,095	427,814,382	512,738,996	123,108,481

注 貸借対照表上の記載区分は、全て指定正味財産となっている。

6. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は以下のとおりである。

内容	金額
政府補助金収入	50,300,794
民間助成金収入	389,499,757
現地収入	26,254,448
指定寄付	263,109,473
未払金	46,683,997
合計	775,848,469

注 上記振替額は、未払金への振替を除いて経常収益への振替となっている。

7. 前払事業費のうち、67,553,285円と、現金預金と海外現金預金のうち118,625,821円は、指定正味財産に対応するものである。

財産目録(一般会計)

2008年12月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	
資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
現金手許有高	269,949	
普通預金	三菱東京UFJ銀行室町支店等 225,952,068	
定期預金	三菱東京UFJ銀行室町支店 1,500,000	
現金預金合計	227,722,017	
海外現金預金		
ネパール	9,404,627	
ベトナム	6,331,495	
ミャンマー	44,600	
海外現金預金合計	15,780,722	
前払事業費	67,748,545	
未収金		
本部	6,617,676	
ネパール	1,379,465	
未収金合計	7,997,141	
棚卸資産(グッズ)	1,396,018	
未成受託事業費	3,323,900	
前払費用		
本部	2,079,682	
仮払金		
本部	653,917	
ベトナム	264,615	
仮払金合計	918,532	
流動資産合計	326,966,557	
2. 固定資産		
(1)基本財産 三菱東京UFJ銀行室町支店定期預金	50,000,000	
(2)特定資産		
退職給付引当特定資産 定期預金三菱東京UFJ銀行室町支店		
本部 三菱東京UFJ銀行室町支店 定期預金	17,274,800	
ネパール スタンダードチャーター銀行 普通預金	3,160,296	
退職給付引当資産合計	20,435,096	
減価償却引当特定資産 三菱東京UFJ銀行室町支店定期預金	8,241,590	
支援者拡大事業引当特定資産 三菱東京UFJ銀行室町支店定期預金	23,079,000	
海外事業安定化積立特定資産 三菱東京UFJ銀行室町支店定期預金	29,934,215	
緊急援助事業引当特定資産 三菱東京UFJ銀行室町支店定期預金	12,400,000	
国内事業引当特定資産 三菱東京UFJ銀行室町支店定期預金	15,200,000	
特定資産合計	109,289,901	
(3)その他固定資産		
土地	6,077,000	
建物	16,121,739	
建物付属設備	3,154,823	
車両運搬具		
ネパール	299,917	
ベトナム	8,193	
ミャンマー	296,967	
車両運搬具合計	605,077	
什器備品(コンピューターシステム、事務用机等)		
本部	1,526,478	
ネパール	1,397,882	
ベトナム	366,811	
什器備品合計	3,291,171	
ソフトウェア(支援者管理ソフト等)	1,173,045	
保証金 本部事務所賃借敷金(東京都千代田区内神田)	15,279,300	
その他固定資産合計	45,702,155	
固定資産合計	204,992,056	
資産合計	531,958,613	

財産目録（一般会計）

2008年12月31日現在

（単位：円）

科 目	金 額	
.負債の部		
1.流動負債		
未払金		
本部	55,602,133	
ベトナム	3,147,929	
未払金合計	58,750,062	
預り金	3,517,690	
賞与引当金	2,252,675	
流動負債合計		64,520,427
2.固定負債		
退職給付引当金		
本部	17,067,100	
ネパール	3,160,296	
ベトナム	525,151	
退職給付引当金合計	20,752,547	
固定負債合計		20,752,547
負債合計		85,272,974
正味財産		446,685,639

収支計算書(一般会計)

2008年1月1日から2008年12月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産運用収入	15,000	200,547	185,547	
特定資産運用収入	60,000	336,864	276,864	
入会金収入	0	30,000	30,000	
会費収入	15,000,000	13,985,000	△ 1,015,000	
政府補助金収入等	102,451,000	58,626,455	△ 43,824,545	
国際機関委託金収入	104,766,000	0	△ 104,766,000	
民間助成金収入	174,508,000	347,890,788	173,382,788	緊急援助事業による
寄付金収入	562,112,000	576,245,395	14,133,395	
無指定寄付収入	373,581,000	325,150,441	△ 48,430,559	
指定寄付収入	188,531,000	251,094,954	62,563,954	
業務受託収入	0	4,699,016	4,699,016	
雑収入	0	276,650	276,650	
海外事務所収入	28,136,000	25,118,253	△ 3,017,747	
事業活動収入計	987,048,000	1,027,408,968	40,360,968	
2. 事業活動支出				
事業費支出	1,194,116,000	1,036,063,389	△ 158,052,611	
海外援助費支出	455,985,000	271,851,787	△ 184,133,213	
ネパール	81,722,000	72,429,575	△ 9,292,425	
ベトナム	54,420,000	42,159,123	△ 12,260,877	
ミャンマー	50,722,000	19,982,938	△ 30,739,062	
アフガニスタン	8,519,000	11,054,422	2,535,422	
モンゴル	42,182,000	45,324,133	3,142,133	
世界連盟事業	92,546,000	80,901,596	△ 11,644,404	
その他	125,874,000	0	△ 125,874,000	
緊急援助事業費支出	371,200,000	454,192,521	82,992,521	
海外事業人件費支出	114,854,000	48,638,857	△ 66,215,143	
海外事業活動費支出	12,387,000	11,585,706	△ 801,294	
国内事業費支出	22,890,000	33,127,825	10,237,825	
国内啓蒙事業支出	6,900,000	6,823,415	△ 76,585	
国内啓蒙費支出	209,900,000	209,843,278	△ 56,722	
管理費支出	102,759,000	117,313,974	14,554,974	
人件費支出	37,417,000	37,665,345	248,345	
交通費支出	3,772,000	4,981,722	1,209,722	
家賃・リース料支出	19,105,000	20,560,033	1,455,033	
その他支出	42,465,000	54,106,874	11,641,874	
外部監査費支出	945,000	1,050,000	105,000	
事業活動支出計	1,297,820,000	1,154,427,363	△ 143,392,637	
事業活動収支差額	△ 310,772,000	△ 127,018,395	183,753,605	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
特定資産取崩収入				
退職給付引当特定資産取崩収入	0	1,047,300	1,047,300	
減価償却引当特定資産取崩収入	0	320,155	320,155	
支援者拡大事業引当特定資産取崩収入	30,000,000	20,146,000	△ 9,854,000	
海外事業安定化積立特定資産取崩収入	10,000,000	0	△ 10,000,000	
緊急援助事業引当特定資産取崩収入	0	2,000,000	2,000,000	
国内事業引当特定資産取崩収入	19,890,000	19,890,000	0	
特定資産取崩収入計	59,890,000	43,403,455	△ 16,486,545	
保証金返還収入	0	3,728,940	3,728,940	
投資活動収入計	59,890,000	47,132,395	△ 12,757,605	
2. 投資活動支出				
特定資産取得支出				
退職給付引当特定資産取得支出	4,500,000	5,923,756	1,423,756	
減価償却引当特定資産取得支出	4,000,000	0	△ 4,000,000	
特定資産取得支出計	8,500,000	5,923,756	△ 2,576,244	
固定資産取得支出	0	5,632,856	5,632,856	
保証金差入支出	0	15,279,300	15,279,300	
投資活動支出計	8,500,000	26,835,912	18,335,912	
投資活動収支差額	51,390,000	20,296,483	△ 31,093,517	
当期収支差額	△ 259,382,000	△ 106,721,912	152,660,088	
前期繰越収支差額	371,420,717	371,420,717	0	
次期繰越収支差額	112,038,717	264,698,805	152,660,088	

収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲について

資金の範囲には、現金預金・海外現金預金・前払事業費・未収金・棚卸資産・未成受託事業費・前払費用・仮払金・未払金・前受金・仮受金・預り金を含めている。

なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現金預金	268,566,346	227,722,017
海外現金預金	44,201,718	15,780,722
前払事業費	75,319,541	67,748,545
未収金	18,810,547	7,997,141
棚卸資産	184,910	1,396,018
未成受託事業費	-	3,323,900
前払費用	2,037,021	2,079,682
仮払金	838,094	918,532
合計	409,958,177	326,966,557
未払金	36,009,761	58,750,062
前受金	-	-
仮受金	9,000	-
預り金	2,518,699	3,517,690
合計	38,537,460	62,267,752
次期繰越収支差額	371,420,717	264,698,805

監査報告書

社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

理事長 上野 昌也 殿

2009年3月12日

社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

監事

鈴木 教夫



監事

河合 弘之



私たちは、2008年1月1日から2008年12月31日までの会計年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

1. 監査の方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて決算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査について、理事会及びその他の会議に出席し、必要と思われる事項について理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討した。

2. 監査意見

- (1) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、当団体の収支状況及び財政状態を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告書の内容は事実であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款その他の規則に違反する重大な事実はないと認める。

以上

独立監査人の監査報告書

平成21年2月25日

社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

理事長 上野 昌也 殿

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員

公認会計士

楠山 正典



当監査法人は、社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの2008年1月1日から2008年12月31日までの2008年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録、並びに収支計算書（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの2008年度末日現在の財政状態及び同年度の正味財産増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 収支計算書は、「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）に従って、社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの2008年度の収支の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上